

もんと 主水だより

第3号 平成20年8月20日発行

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所松戸出張所
〒271-0042 松戸市主水新田102
TEL 047(343)3722

川を利用するにあたって

河川は公共のものですから、「自由使用」といって、原則として誰もが自由に利用することができますが、何でも自由にできるというわけではなく法律で利用が制限されている行為もあります。また、利用者が競合する場合は、利用者間で調整を行っていただくことになります。

法律で制限されている行為

河川法により河川を管理する上で支障が生じる恐れのある行為については制限があります。これらの行為を行うためには河川管理者（ここでは江戸川河川事務所）の許可が必要となります。

例：河川を排他・独占的に使用すること
河川に工作物（小屋、係留施設など）を設置すること

また、河川法以外の法律で利用が制限されている行為に魚釣りや猟銃の使用があります。

魚釣りについて

「魚釣り自体」は河川法では制限されていません（河川の自由使用と考えられます。）。ただし、「釣り台」や「釣りの仕掛」を設置する行為は河川法で制限する「河川での工作物の設置」にあたる場合があります。

また、禁漁区での魚釣りは漁業法違反となります。河川に漁業権が設定されている場合は、入漁権の取得が必要となる場合があります。

占用地内の利用

河川管理者が河川法に基づき、河川敷の利用・整備を特定の者（一般的には県や市といった自治体）に許可している場合があります。この許可を「占用許可」といい、占用許可された敷地を「占用地」といいます。

例：古ヶ崎グラウンド、主水運動場（松戸市）
江戸川運動場（流山市）

このような占用地では、占用許可を受け

た者が施設管理を行い、施設の利用は施設管理者が定める規則に従って利用することになります。



主水運動場（松戸市）

おわりに

以上のような制限にあたらぬ行為は、基本的に河川を自由に利用できます。

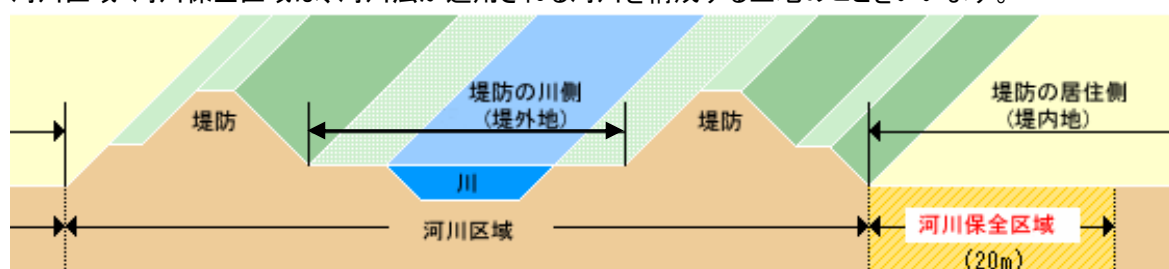
しかし、河川にはいろいろな方がいろいろな目的を持って訪れます。河川利用にあたっては、他の河川利用者や近隣住民に十分配慮し、お互い譲り合って利用して下さい。

水面は誰でも自由に使用できますので、水上スキーやバイクなども自由に楽しむことができます。ただし、騒音や航走波についての苦情が寄せられています。他の利用者（釣り人など）がいる場合には、迷惑にならないようマナーを守った利用をお願いします。

河川用語 1

河川区域・河川保全区域（江戸川の場合）

河川区域・河川保全区域は、河川法が適用される河川を構成する土地のことをいいます。



河川における不法行為

平成19年度に江戸川・坂川で多くみられた不法行為の事例を紹介します。

堤防に素堀の階段を設置した



河川法第27条(土地の掘削など)に違反します。

堤防や高水敷に草花や野菜を植えた



河川法第24条(土地の占用)に違反します。

川(河川区域)にゴミを捨てた



河川法第29条(河川管理上支障を及ぼす行為)や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反します。



この他、川の中に個人が船舶を係留することは認められていませんが、放置艇が多く問題となっています。

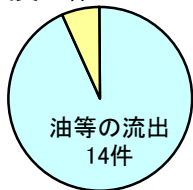
また、無許可で棧橋などの係留施設を設置することも違法です。

水質事故発生状況

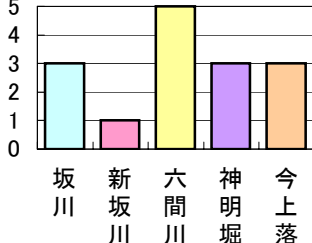
平成19年度の水質事故発生状況は、全体で15件発生しました。ほとんどが、油等の流出となっています。今年度は、7月末の時点で2件発生しています。

江戸川・坂川の水は、みなさんの飲み水などに使用されます。川を汚さぬよう、ご協力をお願いします。

異臭 1件



件数



河川愛護モニター委嘱状伝達式

7月17日(木)に河川愛護モニター委嘱状伝達式が行われました。当出張所管内では、松戸市在住の2名の方が選出され、これから2年間、江戸川と坂川の河川に対する意見や要望、愛護の啓発、違法行為発見時の連絡などを行ってまいります。



せせらぎ水路(野々下水辺公園)の運用

坂川の最上流にある野々下水辺公園(流山市野々下)は、「北千葉導水路(江戸川の水量が少ないとき利根川から生活用水等に使用するための水を導水する施設)」の地上部にあります。園内を流れる水路の水はこの一部をポンプで汲み上げて流していますが、利根川や江戸川が増水している時は、利根川からの導水を停止するとともに園路内に水を送るためのポンプ運転も停止しています。

